

平成28年度行政事業レビュー「公開プロセス」

# 新たな広域連携の促進について

補 足 説 明 資 料

平成28年6月28日

自治行政局市町村課

## ＜目次＞

1. 連携中枢都市圏について＜概要＞ . . . . . P3

2. 個別の論点について

- ・ 平成26・27年度委託事業の種別と件数 . . . . . P17
- ・ 新たな広域連携促進事業の実施とその成果 . . . . . P18
- ・ 各圏域ごとの形成状況 . . . . . P25
- ・ 連携中枢都市圏の要件と地方財政措置 . . . . . P26
- ・ 連携中枢都市圏の形成促進にかかる全国説明会等 . P27
- ・ 関係府省との連携体制 . . . . . P28

# 1. 連携中枢都市圏について〈概要〉

# 連携中枢都市圏について

## 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日)(抜粋)

指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市(以下「地方中枢拠点都市」という。)を核とする圏域においては、地方中枢拠点都市を中心とする広域連携を進め、三大都市圏と並んで地域の個性を発揮し、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくことが求められている。

## まち・ひと・しごと総合戦略(平成26年12月27日)閣議決定(抜粋)

◎「まちの創生」の政策パッケージ<「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化>

地域の広域連携に関し、複数の都市圏概念が存在している。人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する必要がある。

そのため、重複する都市圏概念を統一し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための、経済成長のけん引などの機能を備えた「連携中枢都市圏」を形成する。

(略)具体的な都市(圏)は、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て2015年度中に確定させる(先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする)。(略)

## (参考)まち・ひと・しごと総合戦略(2015改訂版)(平成27年12月24日閣議決定)(抜粋)

連携中枢都市圏の都市圏条件は以下のとおりとする。

①地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏(ただし、①の都市圏を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。)

## 経済財政運営と改革の基本方針2015について(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

[1]まち・ひと・しごとの創生(地方創生の深化)

人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。これを踏まえ、平成27年度中に、地方公共団体において「地方版総合戦略」が策定され、平成28年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなる。「地方創生の深化」を目指すため、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を形成し、若者や働き盛りにとって魅力のある職場を生み出すことによって、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要である。

具体的には、①各地域の「稼ぐ力」の引き出し、②熱意と意欲のある地域へのインセンティブを通じた「地域の総合力」の引き出し、③民間の創意工夫を最大限に活用した「民の知見」の引き出しに取り組むことによって、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、ひいては高度な技術や情報等が全国津々浦々で共有されるような、活力ある日本経済を取り戻していくことが重要である。地方創生の深化のためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」づくり(官民協働と地域連携)や新たな「担い手」づくり(地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成)、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり(「広域圏域」から「集落生活圏」まで)が重要となる。

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

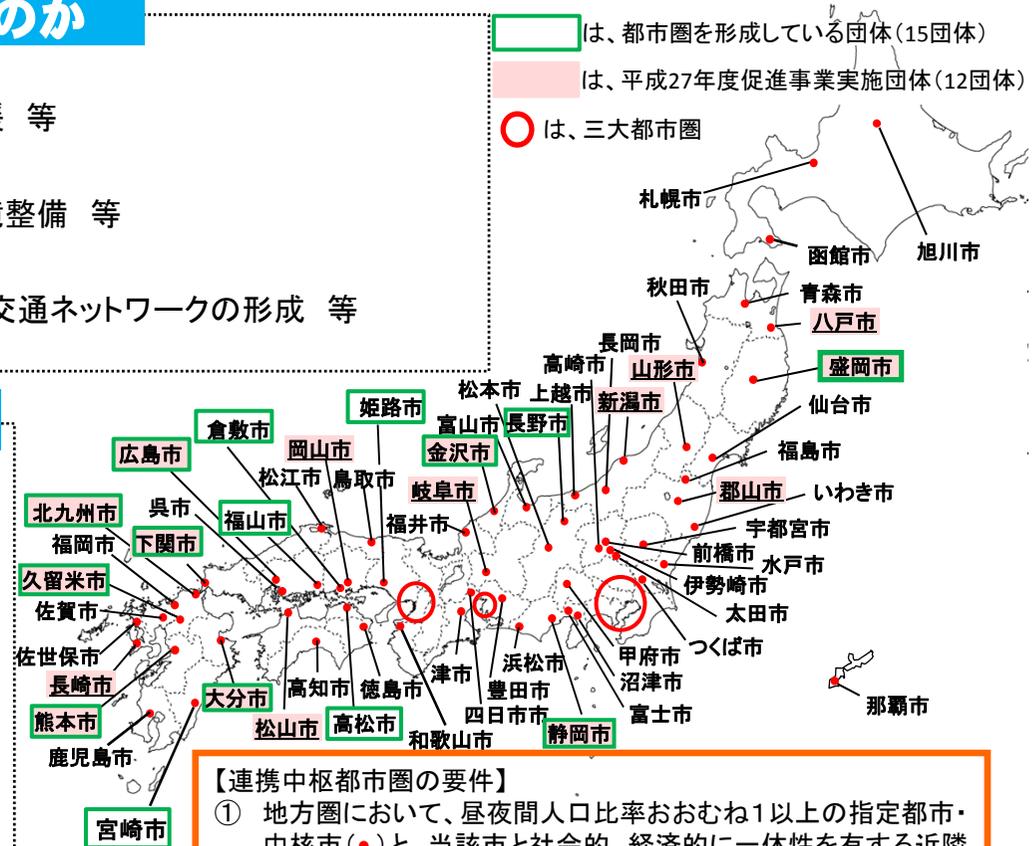
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度・平成27年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(21事業)
- 平成28年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

## 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定



### 【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

# 連携中枢都市圏の形成の動き (平成28年5月1日現在)

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等	受託 団体
1 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市(計:7市8町)	1,327,193人 (うち姫路市 536,270人)	○
2 備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人)	○
3 高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市 475,513人)	○
4 みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,716人 (うち宮崎市 400,583人)	○
5 久留米市広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:3市2町)	459,623人 (うち久留米市 302,402人)	○
6 みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:2市5町)	481,699人 (うち盛岡市 298,348人)	○
7 石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町(計:3市2町)	723,223人 (うち金沢市 462,361人)	○
8 長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町(2市4町2村)	554,256人 (うち長野市 381,511人)	-
9 下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市 (合併1市圏域)	280,947人	○
10 大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町(計:6市1町)	787,663人 (うち大分市 474,094人)	○
11 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町(計:2市5町)	593,743人 (うち高松市 419,429人)	-
12 熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町(計:4市10町2村)	1,116,317人 (うち熊本市 734,474人)	○
13 広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町(計:10市13町)	2,341,287人 (うち広島市 1,173,843人)	○
14 北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町(計:5市11町)	1,425,339人 (うち北九州市 976,846人)	○
15 しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】焼津市(計:1市)	859,446人 (うち静岡市 716,197人)	○

# 播磨圏域連携中枢都市圏の取組

②6 12,500千円

## 圏域形成に至った経緯

- 播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
- 総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- 平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

## 苦労した点

- 合併の前段階の連携や連携中枢都市のみが活性化するのではないかと考える市町があり、連携について慎重となる意見もあった。
- 自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体の事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は、姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



## 圏域全体の経済成長のけん引

### 播磨地域ブランド事業について

播磨圏域が取り組む「はりま地域ブランド」の確立を推進するため、地域資源に係る客観的な各種データ等の収集・分析、それに基づくブランド戦略の仕組みづくり及び「はりま地域ブランド」認知度向上と販売促進を図るための情報発信、プロモーション等を行う。

費用は姫路市が負担。

(例)東京・浅草に圏域全体をPRするアンテナショップの設置・運営



### 圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、圏域の産業振興、雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

さらに、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町の情報(土地情報・優遇制度)も提供することで、圏域内への企業立地を促進している。



【臨海部に集積する企業群】

## 高次の都市機能の集積・強化

### JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

## 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### 図書館の相互利用促進事業

平成27年11月より、圏域の7市8町の図書館の相互利用を開始圏域内住民であればいずれの図書館においても貸し借りができるような仕組みを構築。蔵書の共通検索システムの導入等についても協議。

(全36館 約334万冊の図書が利用可能)

運営費は、各市町が負担する。

### 成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行う。

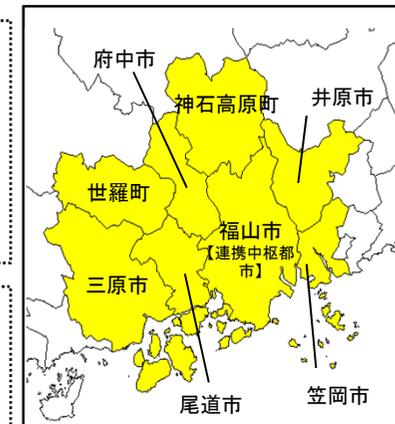
運営費は姫路市が負担。

# 備後圏域連携中枢都市圏の取組

②6 12,500千円

## 圏域形成に至った経緯

- 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「備後地区工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。



## 苦労した点

- 連携中枢都市と圏域市町への財源措置及び構成市町の動機づけ(財源措置のメリット、連携する目的等)
- 連携中枢都市圏構想に提案する時点では、連携市町の一部に「合併につながるのではないか」という懸念があった
- 企画担当課と事業所管課との間で、目標の共有に時間を要している(連携中枢都市、圏域市町 共通)

## 圏域全体の経済成長のけん引

### びんご産業支援コーディネーター事業について

圏域での中小企業等の様々な経営課題の解決を支援するため、専門知識を持つ「びんご産業支援コーディネーター」を設置。圏域の大手企業OB等を中心としたコーディネーターが、圏域内の中小企業等に対して販路開拓やブランド戦略などのアドバイスや事業者間のマッチングを実施。今後は、コーディネーター自身のスキルアップ、産業と大学の連携を進めて行くためのネットワーク等の強化等を推進予定。事業費は、圏域市町で利用実績に応じた負担。



産業支援コーディネーター

### 備後圏域産業連関表の作成

福山市が、備後圏域全体の産業連関表を作成する。また、備後圏域の産業連関表に基づいて作成した経済波及効果測定シートをオープンデータとして公表予定。産業連関表を事業者等が活用することで、圏域内における地域経済活性化に資する事業の創出につなげる。

## 高次の都市機能の集積・強化

### 高度医療の充実や強化

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域の公立病院等の医療機関との連携強化を図るとともに、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。

## 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### こども発達支援センターの共同運営

発達に課題のある子どもの支援を行う専門機関が圏域内になかったことから、福山市が医療機関である「こども発達支援センター」を整備し、医師などの専門スタッフを確保する中で、圏域市町と共同運営している。

保育所や医療機関等と連携して、発達に課題のある子どもに関する相談や診察、訓練を行うなど、専門的できめ細かな支援を実施。事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

### 圏域全体の地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進に向けて、各市町で連携して、医療・介護事業所の位置やサービスなどの情報がわかるマップの作成などに取り組んでいる。また、福山市が実施している市民後見人養成講座受講対象者を圏域へ拡大するなど、認知症対策も推進。事業費は、圏域全体に係るものは福山市が負担し、市民後見人養成講座の開催経費などは圏域市町が負担。

# 高梁川流域連携中枢都市圏の取組

②6 12,500千円

## 圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月：「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月：60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

## 苦労した点

- 関係者（倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学金官民の各関係機関等）に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



## 圏域全体の経済成長のけん引

### 経済成長戦略推進事業

産学金官民で構成する「高梁川流域経済成長戦略会議」を運営し、圏域の経済成長に向けた調査・研究を実施するとともに、経済成長に向けた戦略、事業について協議する。事業費の大半は倉敷市の負担。

⑳は、戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業を圏域で実施予定。

### データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

㉑は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手＋圏域の企業等を対象にセミナーを実施。㉒は先行型交付金が採択された(50百万円)。

### 地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信する。事業費は倉敷市の負担。

## 流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センター(仮称)を設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

## 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### 保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施。事業費は倉敷市の負担。

### 圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う(連携市町から倉敷市への委託)。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

### 移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。事業費は倉敷市の負担。

# 静岡県による市町村の補完（消費生活センターの共同設置等） ⑳ 6,493千円

## 連携自治体

- ・静岡県
- ・右記1市5町

## 背景

- ・平成27年4月、静岡県は「賀茂振興局」を設置し、関係市町との連携体制を強化。
- ・同月、「賀茂地域広域連携会議」（構成員：静岡県副知事、賀茂地域の市町長）を設置し、以後、約10ヶ月で7回実施。



## 事業内容

### ★消費生活センターの共同設置

連携協約

機関等の共同設置

- ・県内の消費生活相談体制の整備が急務だが、消費生活相談員の確保や単独でのセンター整備が困難、市町間連携による検討も進捗せず⇒**県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結し、共同設置規約を制定して消費生活センターを共同設置。**
- ・効率的、専門的な運用が可能となるとともに、県民相談が併せて実施されることで、多様な相談に対応可能となる。

### ★税の徴収事務の共同処理

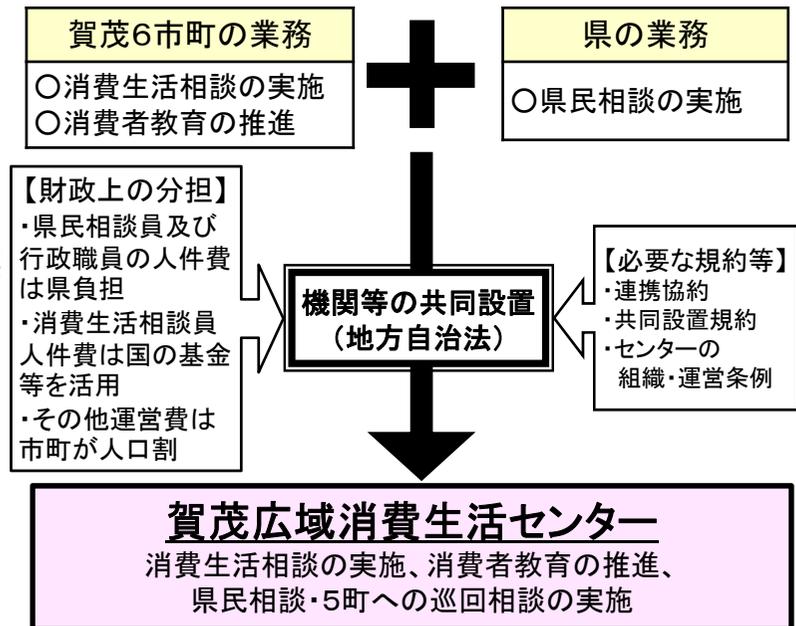
協議会

- ・県、市町の職員で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町村税の徴収事務の共同処理を行う。

### ★指導主事の派遣

職員派遣

- ・指導主事未配置の賀茂地区の5町に県の指導主事を派遣（平成26年度～28年度）。各学校訪問（訪問指導、初任者研修等）、研修会の企画・開催等を実施。
- ・指導主事の派遣を踏まえ、**5町間での地方自治法に基づく指導主事の共同設置**について、**県と5町で検討。**



# 奈良県における市町村との連携・協働（「奈良モデル」の取組） ⑳ 1,155千円

## 連携自治体

- ・奈良県
- ・県内全市町村（39市町村）

## 背景

- ・平成20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
- ・平成21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。
- 以後、年6回程度実施。

### ※「奈良モデル」とは

奈良県と市町村が連携して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。



## これまでに成果のあった主な取組

- ①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行

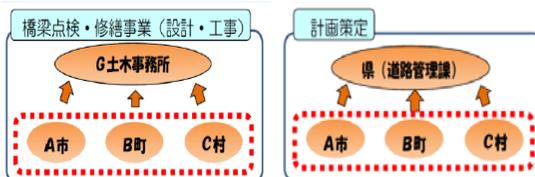


### ★道路施設

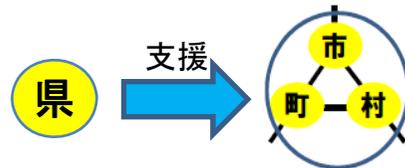
維持管理業務の支援

職員派遣

- ・市町村の技術職員の減少（12市町村の土木技術職員が0人）を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し（15/39市町村が県に委託）、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了（32/39市町村が県に委託）。



- ②市町村間の広域連携を県が支援



### ★消防の広域化

一部事務組合

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部（39市町村のうち37市町村）が1つの消防組合に統合。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。

平成26年4月  
総務部門統合

平成28年4月  
通信部門統合

平成33年  
現場部門統合

- ③県と市町村が協働で事業実施



### ★過疎地域における

一部事務組合

広域医療体制の整備

- ・12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院（平成28年4月開院予定）と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



# 千葉市 三大都市圏における水平連携について

⑳ 1,155千円

## 連携自治体

- ・千葉市、市原市、四街道市

## 背景

- ・人口減少・少子高齢社会に対応するため、千葉市と周辺都市との連携を強化する必要性を認識。
- ・市原市及び四街道市は千葉市への就業者・通学者が多く、管外保育など従来より連携体制を構築してきた。今後、ニーズの高い保育事業を中心として連携を強化。

## 事業内容

### ★保育所等の共同整備・管外保育・事業所内保育事業の推進

- ・市境・ターミナル駅近辺など、相互利用のニーズが高い地域において保育所等の共同整備を行う。
- ・3市間で実施している管外保育の要件を緩和するなど、相互利用をさらに推進する。
- ・事業所が特に多くある千葉市において事業所内保育所の整備に係る補助制度を新設し、3市全体で待機児童の解消を目指す。

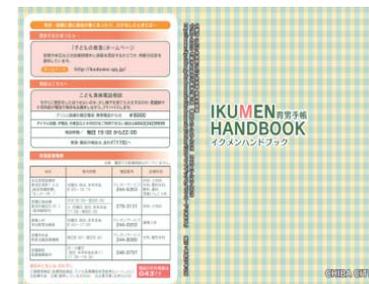
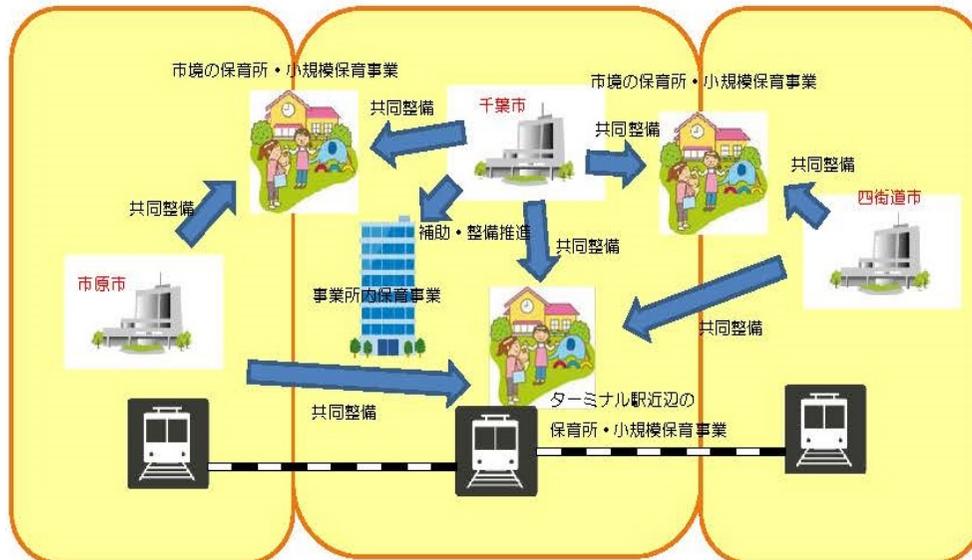


### ★地域子育て支援拠点・一時預かりの相互利用

- ・小学校就学前の児童とその保護者が交流する場である地域子育て支援拠点や一時預かり事業の相互利用の実施体制を整備する。

### ★連携事業の情報発信

- ・3市が利用者向けに発信している子育て支援関連情報を共有・発信する。
- ・相互利用が可能な施設の情報を利用者へ提供。



千葉市で発行しているイクメンハンドブック

# 国分寺市・小平市 三大都市圏における水平連携について

②7 9,138千円

## 連携自治体

- ・国分寺市、小平市

## 背景

- ・両市では、各市の行政改革を推進するため必要不可欠なものとして、広域連携の取組を実施。
- ・これまでに、図書館及び体育施設の相互利用等を実施。
- ・今後、広域連携の取組を深化するため、以下の事業について検討。

## 検討内容

### ★公共サービス事業の広域化

- ・公共施設のさらなる相互利用の推進や共同設置等に向けた課題を整理し、解決の方向性を検討。
- ・両市民の公共施設を利用する際の負担軽減を図るために、ICTを活用した施設予約システムの導入を検討。
- ・既存施設の運営の効率化・適正化を図るため、保守点検等の委託業務の一括発注や、同種・類似施設への指定管理者制度の共同導入等の可能性を検討。

### ★広域行政データの集約化・利活用(オープンデータ)

- ・両市で個別に整理している行政運営上必要となる各種データや統計データ等について、共通のフォーマットで公表するなど管理の効率化に向けて検討。
- ・また、集約したデータについては、民間に提供するなど利活用を検討。



### ★広域的地域公共交通ネットワークの構築

- ・交通空白地域の解消や、市域を越えた移動需要に対する利便性の向上を目的として、広域的視点からコミュニティバス等の地域公共交通網のあり方、効率的な事業運営のあり方について検討。



### ★建築基準行政の共同実施

- ・既に建設基準行政を実施している国分寺市と、今後、東京都からの建設基準行政の移管を検討している小平市で、建設基準行政の運営に関する課題を共有し、建築基準行政の共同実施を事務の仕分け等を行い検討。
- ・共同実施により、職員配置の柔軟性・専門性の向上や、両市一体と良好な市街地環境の維持・向上の実現の可能性を検討。

## 今後の課題①都道府県の補完

### 第31次地方制度調査会

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28年3月16日)(抜粋)

(1) 地方圏

③ 市町村間の広域連携が困難な地域

(a) 基本的な認識

市町村間の広域連携が困難な地域における市町村が、人口減少の影響を大きく受ける中で、持続可能な行政サービスを提供するためには、市町村と連携し、それを支える都道府県の役割がより重要になる。

(b) 都道府県の補完

市町村間の広域連携が困難な地域においても、市町村において、事務の必要性を含めて見直し、他の市町村のノウハウや外部資源も活用しながら効率的かつ効果的な執行を行っていくことは当然のことである。

その上で、市町村間の広域連携が困難な地域においては、都道府県の補完が一つの方策として有用である。その際、都道府県が市町村の事務を全て代わって行うことは現実的ではなく、一定の限界があることにも留意しつつ、都道府県の補完を行う必要性を検討する上での判断要素や都道府県の補完の対象となる事務及び補完の方法等の考え方を整理する必要がある。

(b)-1 都道府県の補完を行う必要性を検討する上での判断要素(略)

(b)-2 都道府県の補完の対象となる事務及び補完の方法

市町村の事務について都道府県が補完を行おうとする際、都道府県に当該事務を処理する体制が必要である。

道路等のインフラ、地域振興、地域保健、職員研修等の総務事務、法律で市町村に義務付けられている計画策定等のように、都道府県も同種の事務を処理している場合は、都道府県は事務を処理する体制を整えやすいことから、比較的補完を容易に行うことができる。

介護保険や義務教育等のように、都道府県は関連する事務を市町村と分担して処理している場合は、都道府県において、職員の育成等、事務を処理する体制を整備するために一定の時間を要する。

さらに、住民基本台帳や戸籍等のように、都道府県が主たる事務を分担していない場合は、職員の育成等、事務を処理する体制を整備するために必要なコストが大きいことから、補完の事務として適当かどうか慎重に検討する必要がある。

補完の対象とする事務については、都道府県と市町村との事務分担の違いによって補完の実施の困難度が異なること等を踏まえ、市町村の人口減少を見通しながら、計画的に考えることが望ましい。

なお、都道府県の補完によって、かえって調整に時間を取られてしまうことがないように留意する必要がある。

補完の方法としては、平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約や事務の代替執行も含め、事務の共同処理の仕組みを地域の実情に応じて活用することが重要である。

具体的には、都道府県が補完を行うために都道府県の出先機関を各市町村に新たに置くことは現実的ではなく、例えば、都道府県の出先機関の職員が市町村職員と執務スペースを共有化することや、補完の対象となる市町村に定期的に訪問すること等が考えられる。都道府県の補完の方法については、事務の態様や地理的条件に応じて、効率的かつ効果的な方法を工夫することとすべきである。

## 今後の課題②三大都市圏

### 第31次地方制度調査会

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28年3月16日)(抜粋)

#### (2) 三大都市圏

##### ① 基本的な認識

三大都市圏は、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次な都市圏域である必要がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増することが予想される。

加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想される。特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。

以上のように、人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面する。

しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある。

現在、九都府市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みが存在するが、これらの枠組みも活用しながら、三大都市圏の地方公共団体が共同して、三大都市圏における人口減少社会への対応を検討すべきである。

##### ② 市町村間の広域連携

人口減少社会に的確に対応するためには、三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められる。

三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。

**三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。**

広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとは言いがたい。

公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。

人口減少がもたらす影響は三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することから、三大都市圏の都道府県は、市町村に対し的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべきである。

## 2. 個別の論点について

## 平成26・27年度委託事業の種別と件数

	平成26年度	平成27年度	計
①連携中枢都市	9	15	24
近隣市町村※	0	2	2
②三大都市圏	0	5	5
③都道府県補完	2	6	8
計	11	28	39

※連携中枢都市圏において、近隣市町村が積極的な役割を果たすために必要な機能や具体的取組の検討を行った。

# 新たな広域連携促進事業の実施とその成果

## 課題

- ① 中心市と近隣市町村における課題認識や今後の方向性の共有するため、市町村間の協議の必要性
- ② 取組の実効性を確保するため、多様な関係者の参画の必要性
- ③ 具体的な連携のニーズや取組イメージを把握する必要性

＜委託事業＞  
関係市町村等との検討会  
・基礎調査  
・試行事業

## 報告書にまとめられた成果

- ① 関係地方公共団体間での協議を通じ、地域の抱える課題や今後の連携の必要性について認識を共有。
- ② 行政だけでなく、事業者、金融機関、大学、医療機関等民間サイドも参画し、圏域としての戦略を構想。
- ③ 調査事業（観光動態調査、圏域内の住民・事業者へのアンケート等）や試行事業（圏域としての展示会・物産展の開催、圏域内事業向けのセミナー開催等）を通じて、具体的な連携のニーズやイメージを把握。

## 各圏域において具体的に検討された主な例（⇒P19～）

### 経済成長のけん引

- 産学官の交流推進（姫路市）
- 中小企業への支援（広島市）、起業創業支援（静岡市）
- 農水産物の6次産業化・農商工連携の推進（熊本市、盛岡市）
- 観光客の誘致促進（姫路市、八戸市、金沢市、静岡市）

### 高次の都市機能の集積・強化

- 高度な医療サービスの提供（福山市）
- 中心拠点の整備（姫路市、熊本市、金沢市、久留米市）

### 生活関連機能サービスの向上

- 配偶者暴力相談支援センターの広域化の検討（盛岡市）
- 病児・病後児保育の広域利用（広島市）
- 災害対策の充実（金沢市、大分市）

## I. 個別団体の取組の支援

### ○ 13圏域において都市圏を形成（⇒P25）

- ・平成26年度受託団体9団体は全て圏域を形成
- ・平成27年度受託団体12団体中4団体が圏域を形成（残り8団体は今後の圏域形成に向け継続的に検討）

## II. 全国的な施策へのフィードバック

### ○ II-1 連携中枢都市圏に係る制度要綱や地財措置に反映（⇒P26）

- ・想定される具体的な取組内容を制度要綱に例示するとともに、財政需要を地方財政措置に反映

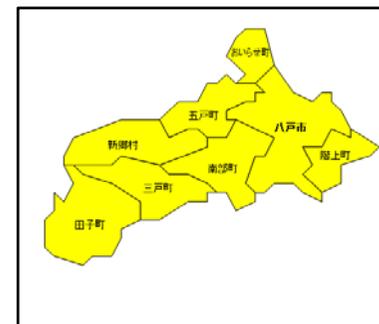
### ○ II-2 取組の成果をモデルとして全国へ波及（⇒P27）

- ・全国説明会等において、先行自治体の具体的な連携内容や圏域形成までの取組（関係自治体間の協議や地域・民間関係者の参画、基礎調査等）を情報共有

### ○ II-3 関係府省との連携・支援策とりまとめ（⇒P28～）

# 平成27年委託事業報告書のあらまし（八戸市）【連携中枢都市】

連携団体	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	
(1) 連携の背景、経緯	①八戸圏域8市町村(本事業の連携団体と同じ)では、平成21年度に八戸圏域定住自立圏を形成 ②平成27年3月24日に開催した八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議において、連携中枢都市圏形成の可能性について具体的な検討に着手することを確認 ③八戸市では、平成29年1月に中核市移行を目指しており、移行後速やかな連携中枢都市圏の形成を図る	
連携中枢都市圏形成のための手続き		
連携中枢都市宣言	連携協約の締結	都市圏ビジョンの公表
-	-	-



## (2) 広域連携に係る検討状況

- 実施体制  
八戸圏域8市町村の有識者と担当課職員により、検討会を開催
- 検討内容  
「広域観光」、「農業振興」、「結婚支援」、「移住・交流」の4分野について、分野別施策検討会を開催し、連携中枢都市圏で想定される当該分野の連携施策を検討
- 関係団体との連携・調整状況  
連携団体とは、平成21年度より八戸圏域定住自立圏を形成しており、平成27年3月24日に開催した八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議において、連携中枢都市圏形成の可能性について具体的な検討に着手することを確認している。今年度の取組についても、八戸圏域関係市町村長会議及び八戸圏域定住自立圏担当課長会議を開催し、圏域8市町村の意見集約・調整に努めている。

## (3) 検討を踏まえた具体的な事業内容

- 本事業により開催された分野別施策検討会において、次の5施策の提案があった。平成28年度には事業の具体化に向け、改めて検討し、連携中枢都市圏における事業展開を目指す。【圏域全体の経済成長のけん引】
- ①広域観光計画の策定と施策の推進  
8市町村の魅力と強みを連携させた広域連携施策を展開していくため、具体的に取り組む施策等を定めた広域観光計画を策定するとともに、当該計画に基づき施策を推進する。
- ②新規就農者向け支援施策の情報発信体制の一元化  
圏域における新規就農の促進を図るため、8市町村における就農者の受入体制や各種支援制度について、情報共有を図るとともに、圏域一体となって就農希望者に対し情報を提供する。
- ③農業者支援に向けた多様な担い手の確保  
圏域の農業における従事者不足に対応するため、定年退職者や障がい者等を対象に、農業サポーターの育成・確保を図り、農業者とのマッチングを実施する
- 【生活関連機能サービスの向上】
- ④結婚を希望する若者に対する出会いの場の創出  
圏域における若者の結婚に対する意識の醸成と出会いの場を創出するため、コミュニケーション能力向上や自分磨きのためのセミナー、若者同士が交流できるツアーなどを開催する。
- ⑤移住・交流推進に向けた取組  
a 移住・交流に係る情報発信(パンフレット&Web)、b 首都圏における移住相談会の開催、c 圏域内への移住相談窓口の設置 などを行う。

## (4) 今後の課題

- 平成28年3月下旬に八戸圏域定住自立圏8市町村会議を開催し、八戸圏域において連携中枢都市圏を形成することについて圏域町村との合意形成を図る。
- 圏域町村から合意が得られた場合、八戸圏域における連携中枢都市圏に向けた手続の円滑化を図るため、当市の中核市移行に先行して、平成28年度次の取組に着手
  - ①連携協約の締結に向けた8市町村間における具体的な連携施策等に関する協議
  - ②連携中枢都市圏ビジョンの策定を見据えた8市町村の有力者等で構成する検討会議の開催

# 平成27年委託事業報告書のあらまし（金沢市）【連携中枢都市】

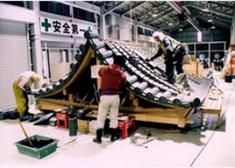
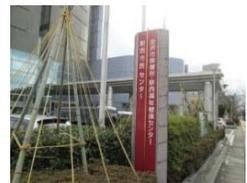
連携団体	○(連携中枢都市) 金沢市 ○白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町	
(1) 連携の背景、経緯	本格的な人口減少社会を迎える中においても、都市の持続的な経済成長を図るためには、地域間連携により、役割を補完し合うことが重要となってくる。折しも、石川中央都市圏においては、平成27年3月の北陸新幹線開業を契機として、交流人口が拡大しており、さらに圏域一体となって、地域の特徴である住みやすさに磨きをかけ、経済の成長や定住人口の増加につなげるため、連携中枢都市圏の形成を推進することとした。	
連携中枢都市圏形成のための手続き		
連携中枢都市宣言	連携協約の締結	都市圏ビジョンの公表
平成27年12月4日	平成28年3月下旬	平成28年3月下旬



## (2) 広域連携に係る検討状況

<p>○実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川中央都市圏首長会議(6市町の首長で構成)</li> <li>・石川中央都市圏ビジョン懇談会 (圏域の産学金官民の有識者で構成)</li> </ul>	<p>○検討状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月 ・第1回石川中央都市圏首長会議の開催</li> <li>8月 ・第1回石川中央都市圏ビジョン懇談会</li> <li>11月 ・第2回石川中央都市圏ビジョン懇談会</li> <li>2月 ・第3回石川中央都市圏ビジョン懇談会</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (3) 検討を踏まえた具体的な事業内容

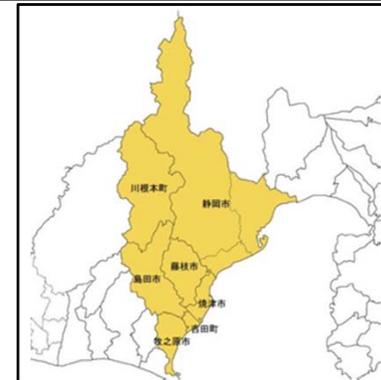
<p style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">圏域全体の経済成長のけん引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>大学連携推進連絡会</b>」を設置し、高等教育機関との連携を深め、先進的な共同研究等を推進</li> <li>・<b>ITビジネスプラザ武蔵</b>を中心に、創業を総合的に支援</li> <li>・<b>金沢職人大学校の研修生広域受入れ</b>を推進し、圏域全体の伝統産業の振興を図る。</li> <li>・連絡会により、<b>地域農産物のブランド化</b>を推進</li> <li>・<b>DMO(観光マネジメント組織)</b>を構築し、圏域全体の滞在型観光を促進する。</li> <li>・縄文集落や城郭群など、<b>圏域の歴史遺産の保存活用</b>を推進</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>金沢職人大学校</p> </div>	<p style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">高次の都市機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>コミュニティバスの相互乗り入れ</b>など広域交通ネットワーク構築を推進</li> <li>・<b>国際会議機能の強化</b>や高等教育機関・研究機関・学生等の活動を支援する環境を整備する</li> </ul> <p style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">生活関連機能サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>急病センター(仮)の移転整備と小児科の広域運営</b>を推進</li> <li>・「<b>防災連絡会議</b>」を設置し、災害時の連絡体制を強化</li> <li>・<b>上下水道事業における広域連携研究会</b>を設置し、事業基盤の強化や業務の共同化を検討</li> <li>・<b>首都圏において共同で移住フェアを開催</b>するなど、圏域の“<b>住みやすさ</b>”を発信して、移住を促進</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>金沢学生のまち市民交流館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>金沢市駅西福祉保健センター</p> </div>			
<p>○<b>連携中枢都市圏ビジョンに記載予定のKPIIについて</b></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">                     支援制度活用による創案件数 (29件 → 100件)                      観光入込客数 (年934万人 → 1,200万人)                      外国人宿泊客数 (年20万人 → 40万人)                 </td> <td style="width: 33%;">                     コミュニティバスの相互乗り入れ(1路線 → 2路線)                      大学生等の地域就職率 (10%増)                 </td> <td style="width: 33%;">                     人口社会動態 (年1,200人増を維持)                      合計特殊出生率(金沢市1.39、金沢市以外1.47 → 1.60)                      支援制度活用による県外からの移住者数(154人 → 220人)                 </td> </tr> </table>		支援制度活用による創案件数 (29件 → 100件) 観光入込客数 (年934万人 → 1,200万人) 外国人宿泊客数 (年20万人 → 40万人)	コミュニティバスの相互乗り入れ(1路線 → 2路線) 大学生等の地域就職率 (10%増)	人口社会動態 (年1,200人増を維持) 合計特殊出生率(金沢市1.39、金沢市以外1.47 → 1.60) 支援制度活用による県外からの移住者数(154人 → 220人)
支援制度活用による創案件数 (29件 → 100件) 観光入込客数 (年934万人 → 1,200万人) 外国人宿泊客数 (年20万人 → 40万人)	コミュニティバスの相互乗り入れ(1路線 → 2路線) 大学生等の地域就職率 (10%増)	人口社会動態 (年1,200人増を維持) 合計特殊出生率(金沢市1.39、金沢市以外1.47 → 1.60) 支援制度活用による県外からの移住者数(154人 → 220人)		

## (4) 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統産業や文化の担い手育成</li> <li>○付加価値の高いものづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年層の首都圏等への流出</li> <li>○二次交通の充実</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

# 平成27年委託事業報告書のあらまし（静岡市）【連携中枢都市】

連携団体	○静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	
(1) 連携の背景、経緯	○昭和62年 旧静岡市、旧清水市、島田市、焼津市、藤枝市で「静岡県中部5市市長会議」発足 ○平成26年8月 静岡県中部5市市長会議に合わせて、総務省市町村課長を招いて広域連携に関する勉強会開催 ○平成26年9月 中部地域の2町(吉田町、川根本町)に対して、会議への参加を呼び掛け ○平成27年1月 中部5市2町担当職員が福山市へ「備後圏域」の先進事例を視察調査 ○平成27年4月 総務省「新たな広域連携促進事業」への応募について、静岡市から周辺4市2町へ提案 ○平成27年8月 静岡県中部5市2町首長会議において、モデル事業の実施内容、実施体制等について了承	
連携中枢都市圏形成のための手続き		
連携中枢都市宣言	連携協約の締結	都市圏ビジョンの公表
-	-	-



## (2) 広域連携に係る検討状況

- 実施体制
  - ・中部5市2町首長会議のもと、より機動的な協議を行うため、副市長・副町長による会議を設置
  - ・具体的な連携手法や連携事業について協議するため、観光交流部会、産業経済部会、移住定住部会の3部会(企画・広域連携所管課と各連携事業所管課が参加)を組織・開催
  - ・連携事業を所管する各市町関係課による会議の開催
- 検討・実施内容
  - ・広域連携を進めるにあたっての基本的な考え方の確認と共有→分野ごとの取組の方向性、各市町の状況、連携事業の検討→モデル事業終了後の連携の形に関する考え方の共有
  - ・移住セミナー・移住相談会・移住見学ツアーの実施、移住定住ガイドの作成 ・リクルートカフェ・保護者向けセミナーの開催 ・起業創業支援情報発信サイトの構築推進
  - ・広域観光の推進 ・インバウンド需要拡大に向けた受入環境整備の情報共有 ・MICE誘致推進のための基礎情報共有 ・文化交流拠点に関する基礎調査 等
- 関係団体との連携・調整状況
  - ・NPO法人 ふるさと帰郷支援センター ・公益財団法人 静岡観光コンベンション協会
  - ・静岡県くらし・環境部 ・静岡県経済産業部 ・静岡県教育委員会 ・静岡市内所在の公立・私立高等学校 ・静岡市内所在の国公立・私立大学

## (3) 検討を踏まえた具体的な事業内容

- 今後、当地域において取り組むことが想定される連携事業(連携中枢都市圏ビジョンに記載予定の事業を含む。)
  - ・首都圏における移住セミナーの開催 ・起業創業支援情報の共同発信 ・起業創業支援窓口の設置
  - ・広域観光コース造成・PR ・教育観光誘致 ・Uターン就職・地元就職の促進
  - ・地域資源(水産物、お茶等)の活用による地域産業振興 ・首都圏における地域資源の発信・情報収集
  - ・地元大学との連携強化 ・結婚支援事業 等
- 連携中枢都市圏ビジョンに記載予定のKPIについて
  - ・移住セミナー・移住支援センター経由の移住希望者の移住率 ・起業創業支援窓口経由の起業創業希望者の起業創業数
  - ・教育観光来訪者数 ・Uターン就職・地元就職率(COC+の目標同様の考え方) ・地元大学との連携研究・活動件数 ・結婚支援事業参加者の成婚率 等

## (4) 今後の課題

- 当地域における広域団体との関係整理
- 5市2町の更なる一体感の醸成
- 各市町における連携事業の取組体制強化、費用分担ルールの整理 等

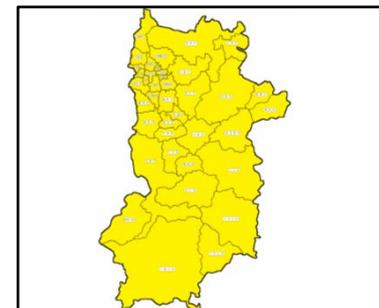
# 平成27年委託事業報告書のあらまし（奈良県）【都道府県の補完】

## 連携団体

○奈良県、県内39市町村

## (1) 連携の背景、経緯

奈良県は市町村合併が進まず、これ以上の合併が進むことは期待ができない。また、小規模で財政基盤の弱い市町村が多く存在する。したがって、奈良県と県内市町村、市町村同士が連携・協働して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図る「奈良モデル」の取組を推進してきたところ。



## (2) 広域連携に係る検討状況

### ○実施体制

県と市町村の新たな連携・協働の仕組みである「奈良モデル」を一層推進するため、知事と市町村長の情報交換・課題共有の場として「奈良県・市町村長サミット」を開催。平成27年度は「奈良県・市町村長サミット」を5回（委託事業期間に4回）開催。

### ○検討内容

「奈良県・市町村長サミット」においては、「奈良モデル」として重点的に取り組んでいく課題の設定や、個別の重要課題の検討を行った。

①第1回市町村長サミット(H27.6.11開催) 「奈良モデル検討会」において、平成27年度は「県と市町村の連携によるまちづくり」「地域医療構想の策定」「教育行政における連携」について重点的に検討することを確認。（「教育行政」については「奈良県教育サミット」において検討）

②第2回市町村長サミット(H27.10.7) 「女性の活躍促進による地域活性化」をテーマに「女性活躍推進法」に基づく「地方公共団体における事業主行動計画」に関して、情報提供及び意見交換を実施。同日開催の教育サミットにおいては、「奈良県教育大綱」について報告

③第3回市町村長サミット(H27.11.30) 平成26年度市町村の決算状況について、詳細な分析資料を県から情報提供するとともに、「奈良モデル」の主要課題である「市町村税の税収強化」の取組について意見交換を実施した。

④第4回市町村長サミット(H28.1.15) 「奈良モデル」の主要課題である「新たなパーソネルマネジメント」について県の取組を報告するとともに、一橋大学 辻琢也教授を講師に「人事評価制度」について講演いただいた。

⑤第5回市町村長サミット(H28.2.25) 「奈良県地域医療構想」について県から情報提供を行い、医療と介護の連携に向け、市町村の取組について意見交換を実施した。

### ○今後のスケジュール等

・平成28年度も引き続き「奈良県・市町村長サミット」を開催（5回程度）

・平成28年度中に「奈良モデル」の成果や今後の市町村支援の方向性について検討し、報告書を取りまとめる。

## (3) 検討を踏まえた具体的な事業内容

①「奈良県・市町村長サミット」を継続することによる、市町村間で連携して行政課題に取り組む意識の高まり

### ② 重点テーマについて

・「県と市町村の連携によるまちづくり」平成27年度、県は新たに7市町村と包括協定を締結。また、5地区について基本協定を締結し、具体的な事業計画の検討を進めている。

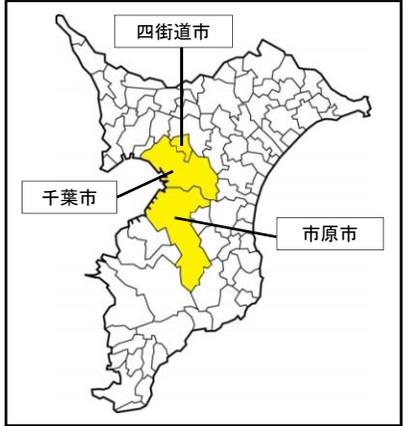
また、まちづくりの各段階に応じて市町村への支援スキームを決定（ハード、ソフト）

・「地域医療構想の策定」県は構想を策定にあたり、人口推移や医療圏における医療需要や在宅医療のデータを市町村に提供し、検討をすすめるとともに、市町村が実施する地域包括ケアシステムの構築に向けた方向性を示した。

人口減少社会において、行政の効率化や地域活力の維持・向上を図るため、「ファシリティマネジメント」「医療・介護」「教育・文化」「観光・地域振興」等の分野での県の積極的関与が必要と考える。

# 平成27年委託事業報告書のあらまし（千葉市）【三大都市圏】

連携団体	○千葉県市原市 ○千葉県四街道市
(1) 連携の背景、目的	○人口減少・少子超高齢社会を迎える中、周辺都市との連携を強化し、諸資源を最大限に活用する必要 ○県都であり、県内有数の交通の結節点でもある千葉市の県東南部の活性化における役割 ○千葉市と、隣接する市原市、四街道市との密接な関係性(就労者の結びつき、管外保育など) ⇒関係性の強い3市の市域を1つの圏域と捉え、圏域全体による定住促進や経済の活性化、さらに女性の社会進出を一段と促進するため、増大する保育ニーズに対応できるよう、保育事業を中心とした子ども・子育て支援サービス等の現状把握や具体的な施策立案を検討し、今後の連携可能性を検討



## (2) 連携事業の検討に向けて

- 連携に向けた体制
  - 3市の連携事業に対する意見交換の場として、各市の広域連携担当及び子ども・子育て支援担当の課長級による3市連絡会議を設置
- 連携事業の選定
  - 子ども・子育て支援の環境整備として、保育需要の増加に対応する施策の充実という視点で、「保育所・小規模保育事業の共同整備」など複数事業を連携検討事業案として、千葉市から市原市、四街道市に提案
  - 3市の実施状況や連携の意向などを踏まえ、検討見送りの意見があった事業を除く10事業について、連携実現性の可否や具体的な連携内容について検討を実施
  - 連携に向けて検討を行うこととした事業について、3市の事業担当課同士で連携内容を検討・協議

## (3) 連携事業の検討成果

- 3市の事業担当課同士で、具体的な連携検討事業の方向性・効果・課題などについて検討し、連携内容を整理(右図参照)
- 連携の実施について3市で合意し、実現に向けた協議を継続して行う

## (4) 今後の取組方針

- 平成28年度以降も、引き続き3市で事業担当課間での協議を継続
- 3市連絡会議を必要に応じて開催し、連携事業全体の管理及び課題整理等を実施
- 連携の実現に向けて協議が調った事業について、予算措置を伴わない事業から随時連携策を実施し、予算措置が必要な事業は平成29年度からの実施を目標

### 【具体的な連携検討事業】

	事業名	連携内容
1	保育所・小規模保育事業の共同整備	相互利用ニーズの高い地域での施設の共同整備
1の2	事業所内保育事業★	千葉市が施設整備等の補助制度を新設
2	管外保育★	入所要件の緩和や空き施設の情報提供
2の2	地域型保育事業の連携施設	3歳児の管外保育の要件緩和
3	子育て支援員研修	子育て支援員研修の相互乗り入れ
4	地域子育て支援拠点事業★	相互利用の体制整備
5	一時預かり事業	相互利用の体制整備
6	幼稚園型一時預かり事業	幼稚園所在市が他市在住園児分も含めて補助金交付(後に自治体間で精算)
7	ファミリー・サポート・センター	相互利用の体制整備
8	子育て支援関連情報の共有★	子育て支援関連情報の共有・発信

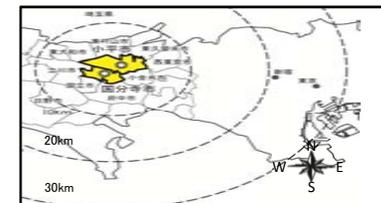
★・・・平成28年度からの連携開始を検討する事業

# 平成27年委託事業報告書のあらまし（国分寺市）【三大都市圏】

連携団体 ○小平市

## （1）連携の背景、経緯

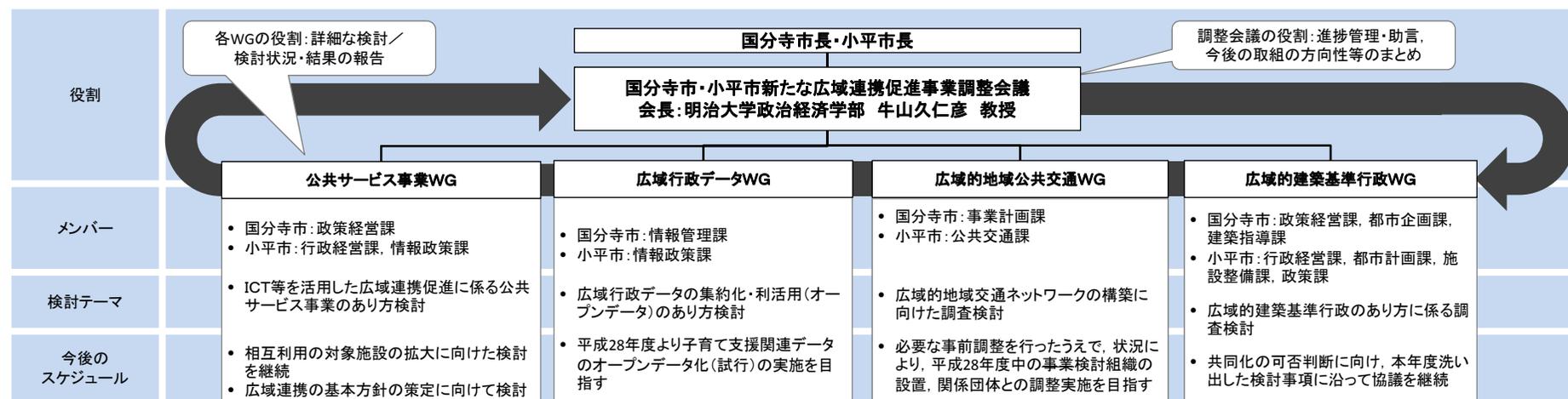
- 人口減少・少子高齢化社会の進行，財政状況のひっ迫等の状況を踏まえ，両市では様々な行政改革を推進
- 両市の行政改革を加速化させるため「広域連携」による行政サービスの持続可能性の確保に向け取組を実施
- これまでに図書館や体育施設の相互利用を積極的に展開する等の広域連携を推進しており，今後の深化を目指す



## （2）広域連携に係る検討状況

### ○実施体制，検討内容，今後のスケジュール等

下図の通り，両市の間に「国分寺市・小平市新たな広域連携促進事業調整会議」（以下，「調整会議」）を設置し，4つのテーマ毎にWGでの詳細な検討を実施した後，調整会議で今後の方向性等をとりまとめた。



## （3）検討を踏まえた具体的な事業内容

	公共サービス事業WG	広域行政データWG	広域的な地域公共交通WG	広域的な建築基準行政WG
連携事業の概要・効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の現状や課題を，両市域を合わせた配置図の作成等によって整理</li> <li>「地域コミュニティ施設」や「文化施設」など，市民の利便性向上につながる可能性のある相互利用対象施設の候補を洗い出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援分野について，項目等を共通化した上でオープンデータ化可能な情報を抽出し，具体的な取組内容等を整理</li> <li>水平的連携によるオープンデータ推進に向け，想定される情報システム等のイメージを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通の現状や課題を，両市域を合わせた公共交通ルート図の作成等によって整理</li> <li>広域的な地域交通ネットワークの構築によって，現状の公共交通における課題の解決，市民の移動需要の充足が期待できることが判明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準行政に係る事務の仕分けの結果，一定数の事務が共同化可能であることが判明</li> <li>共同化の効果としては，①職員配置の柔軟性向上等のスケールメリット，②良好な市街地環境の維持・向上等のまちづくり上のメリットを想定</li> </ul>
水平的・相互補完的，双務的な役割分担が重要・必要と考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の利便性向上に向けた施設予約システムの共同化</li> <li>委託業務の一括発注や指定管理者制度の共同導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利便性向上，業務の効率化に向けた，オープンデータを一元的に整備・公開可能な体制及び情報システム等の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通空白地域の解消や市域を越えた移動需要の充足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事務の取扱件数の確保による，職員の専門性維持・向上，組織としての知見・ノウハウの蓄積</li> <li>より少ない職員数での業務体制及び共同処理の体制構築</li> </ul>

## （4）今後の課題

公共サービス事業WG	広域行政データWG	広域的な地域交通WG	広域的な建築基準行政WG
<ul style="list-style-type: none"> <li>相互利用の対象施設の拡大</li> <li>公共施設マネジメントにおける広域連携の基本方針の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両市のデータ所管課をはじめ関係部門との調整</li> <li>オープンデータ活用に向けた，民間企業，大学，市民団体等の協力体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な地域交通ネットワークと関連する法令，行政計画等との整合性の確保</li> <li>市民，国，東京都，警察，民間バス事業者，地域公共交通会議等との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同化によるメリット，デメリットの詳細な整理・分析と定量的な試算</li> <li>共同化の可否の判断と共同化する場合のスケジュール及び推進体制の検討</li> </ul>

## 各圏域ごとの形成状況

	市町村名	平成26年度	平成27年度	圏域形成状況	
1	姫路市(兵庫県)	受託 (9団体)	圏域形成 (4圏域)	受託団体21団体中 13団体が圏域形成	
2	宮崎市(宮崎県)				
3	倉敷市(岡山県)				
4	福山市(広島県)				
5	盛岡市(岩手県)		受託 (3団体) ※検討事項の深化		圏域形成 (9圏域)
6	広島市(広島県)				
7	下関市(山口県)				
8	北九州市(福岡県)				
9	熊本市(熊本県)				
10	金沢市(石川県)	受託 (12団体)	圏域形成 (9圏域)		
11	静岡市(静岡県)				
12	久留米市(福岡県)				
13	大分市(大分県)				
14	八戸市(青森県)			中核市移行と併せ検討 (八戸市H29.1移行、山形市H32.4移行予定)	
15	山形市(山形県)				
16	岡山市(岡山県)				平成28年度中に形成予定
17	松山市(愛媛県)				
18	長崎市(長崎県)				平成28年6月10日連携中枢都市宣言
19	郡山市(福島県)				
20	新潟市(新潟県)				委託事業を踏まえ継続的に検討
21	岐阜市(岐阜県)				

※上記の他、**2団体**(高松市、長野市)が総務省委託事業を受託せず圏域を形成

# 連携中枢都市圏の要件と地方財政措置

## 1. 連携中枢都市圏の要件

制度要綱において、連携中枢都市圏構想の目的及び趣旨を明確にした上で、都市圏形成に向けて市町村の行うべき手続きが定められているもの。

### 連携中枢都市宣言

#### 【中心市の要件】

- ①指定都市又は中核市
- ②昼夜間人口比率おおむね1以上(合併の場合は、人口最大の旧市の値がおおむね1以上も対象)

### 連携協約の締結

- 連携中枢都市と連携市町村(※)が、議会の議決を経て、圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定
- ※連携市町村：連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村(主に通勤通学10%圏内の市町村)のうち、連携協約を締結するもの

### 都市圏ビジョンの策定

- 連携中枢都市が、連携協約に基づく具体的取組(期間・規模)について、近隣市町村との協議を経て決定

## 2. 地方財政措置の概要

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、以下の措置等を講じるもの。

- 1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置(※複眼型も同様に措置。以下同じ。)

#### (1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

##### ①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定/例：圏域人口75万で約2億円)

##### ②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。  
1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

#### (2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

#### 2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。(充当率：90%、交付税算入率：30%)

## 連携中枢都市圏の形成促進にかかる全国説明会等

### 連携中枢都市圏の形成促進に向けた説明会の開催

連携中枢都市となる市に対して、連携中枢都市圏を形成することの意義や課題、スケジュール等についての理解を深めるために、有識者、既に連携中枢都市圏を形成している市及び総務省から、制度の趣旨の説明や先進事例を紹介する説明会を開催。

- 日 時:平成27年8月18日(火) 14:00~17:00
- 場 所:都道府県会館(東京都千代田区平河町2-6-3)
- 参加者:**24市 31名**の広域連携担当者が参加
- 内 容:有識者講演、連携中枢都市圏形成市の取組説明(福山市)、総務省説明 等

### 連携中枢都市圏の形成促進に向けた全国説明会

連携中枢都市となる市、上記会議に参加できなかった団体及び連携中枢都市圏を形成予定圏域市町村に対して、連携中枢都市圏を形成することの意義や課題、スケジュール等を説明し、連携中枢都市圏の形成を促すもの。

- 日 時:平成27年8月~12月末まで
- 場 所:各連携中枢都市
- 参加者:**全国33カ所**で実施 合計**10道県、123市町村**の広域連携担当者に説明  
※うち、**2カ所**では**首長も参加**
- 内 容:連携中枢都市圏の取組内容、連携中枢都市圏に対する質疑 等

# 関係府省との連携体制

## 1. 名称

地方自治体間の新たな広域連携の推進に関する連絡調整会議

## 2. 開催目的（開催要項より引用）

連携中枢都市圏をはじめとする地方自治体間の新たな広域連携を推進するため、各地方自治体における取組状況について関係省庁と情報共有及び意見交換を行うとともに、地方自治体間の広域連携に資する関係省庁の政策連携を強化する。

## 3. 構成団体

内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官		医政局地域医療計画課救急・周産期医療対策室長
内閣府	地方創生推進室参事官		職業安定局雇用開発部地域雇用対策室室長補佐
総務省	自治行政局市町村課長	厚生労働省	老健局総務課課長補佐
	地域力創造グループ地域自立応援課長		雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐
	情報流通行政局地域通信振興課長		社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐
大臣官房政策課長	農林水産省		農村振興局農村政策部農村計画課長
文部科学省	高等教育局高等教育企画課長	経済産業省	地域経済産業グループ地域経済産業政策課長
	科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長	国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通計画課長
			国土政策局広域地方政策課長
都市局都市計画課長			
		観光庁	観光地域振興部観光地域振興課課長補佐

## 連携中枢都市圏構想の推進に向けた 関係各省による支援策

※ 連携中枢都市圏のうち、対象が確定している都市圏（「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成26年8月25日（総行市第200号）制定、平成27年1月28日（総行市第4号）一部改正）に定める要件を満たす都市圏）に対する支援策を列記したもの

# 総務省

(単位:百万円)

施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成27年度政府予算	補助率	交付対象	連携中枢都市圏構想の3つの役割(主に関連するもの)	
							政策分野
情報通信利用環境整備推進交付金(情報通信利用環境整備推進事業)	医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する市町村等に対し、事業費の一部を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	433	1/3等	条件不利地域を有する市町村等	ウーB	b

# 厚生労働省

(単位:百万円)

施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成27年度政府予算	補助率	交付対象	連携中枢都市圏構想の3つの役割(主に関連するもの)	
							政策分野
実践型地域雇用創造事業	雇用創造に向けた意欲が高い地域において、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものを選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託。	採択地域に対し、委託費を支給(最大3年度間、上限各年度2億円(2以上の市町村が共同で計画を策定した地域にあっては2.5億円))	5,858	100%	市町村で設置した協議会	ア	c
救急医療体制強化事業	地域の医療機関等で設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置し、救急医療体制を強化するための支援を行うとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても断らず受け入れる医療機関を指定し、これらの医療機関に対し、必要な支援を行う。	採択にあたって、一定程度配慮	367	1/2、1/3	都道府県等	ウーA	a
保育所等における広域入所	保護者からの申込みがあった場合に、居住地の市町村以外の市町村にある保育所等において、保育を行うもの。	平成27年4月から施行する「子ども・子育て支援新制度」において、事業所内保育所の広域利用に関する市町村の事務取扱い等について周知している。	—	—	—	ウーA	c

# 農林水産省

(単位:百万円)

施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成27年度政府予算	補助率	交付対象	連携中枢都市圏構想の3つの役割(主に関連するもの)	
							政策分野
食のモデル地域育成事業	地域で生産・加工される国産農林水産物・食品の消費拡大を推進するため、「食のモデル地域」における販路開拓、人材育成、商品開発等を支援。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	418の内数	定額	市町村、協議会、民間団体等	ア	c
産地水産業強化支援事業	漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源増大等に資する取組を支援。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	1,990	定額	産地協議会、市町村、水産業共同組合等	ア	c
森林整備事業	森林の有する多面的機能を発揮するために必要な間伐、路網の整備等を支援。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	181,856	1/2、3/10等	都道府県、市町村、森林所有者等	ウ-A	h
都市農村共生・対流総合対策交付金	観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を支援。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	2,000	定額	都道府県、民間団体、NPO等	ウ-B	e
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・移住促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	6,150	定額	都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等	ウ-B	e

# 経済産業省

(単位:百万円)

施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成27年度政府予算	補助率	交付対象	連携中枢都市圏構想の3つの役割(主に関連するもの)	
						ア	政策分野
戦略産業分野のための基盤整備事業	地域に根ざした中核企業候補及び周辺企業群の創出・育成及びイノベーションを促進し、もって地域経済の活性化を図るため、人材育成、販路開拓等の支援機能を有した企業集積・連携の拠点等の整備を支援する。	民間団体等の行う事業が、連携中枢都市圏施策と関連のあるものについては、採択にあたって、一定程度配慮する。	800の内数(500)	1/2	民間団体等	ア	b
電源地域産業関連施設等整備費補助金	電源地域における産業集積の形成及び地域経済の活性化を図るため、電源地域内において産業関連施設等の整備を支援する。	民間団体等の行う事業が、連携中枢都市圏施策と関連のあるものについては、採択にあたって、一定程度配慮する。	95	1/2 1/4	地方自治体、第3セクター、PFI事業者等	ア	b

# 国土交通省

(単位:百万円)

施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成27年度政府予算	補助率	交付対象	連携中枢都市圏構想の3つの役割(主に関連するもの)	
							政策分野
社会資本整備総合交付金	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	901,805	定額	地方公共団体等	ウーA	a,b,c,d,e,f,g,h
						ウーB	a,b,c,d,e,f
防災・安全交付金	地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1,094,749	定額	地方公共団体等	ウーA	a,b,c,d,e,f,g,h
						ウーB	a,b,c,d,e,f
地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	29,009	1/2等	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)	ウーB	a
幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業)	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図るべく、鉄道の利便性向上のための施設整備を支援。	採択にあたって、一定程度配慮	1,561の内数	1/3	法定協議会等	ウーB	a

## 【連携中枢都市圏構想の3つの役割】

ア 圏域全体の経済成長のけん引	イ 高次の都市機能の集積・強化	ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上		
		A 生活機能の強化	B 結びつきやネットワークの強化	C 圏域マネジメント能力の強化
a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	a 高度な医療サービスの提供	a 地域医療	a 地域公共交通	a 人材の育成
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	b 介護	b ICTインフラ整備	b 外部からの行政及び民間人材の確保
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	c 高等教育・研究開発の環境整備	c 福祉	c 道路等の交通インフラの整備・維持	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 戦略的な観光施策	d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	d 教育・文化・スポーツ	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策		e 土地利用	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
		f 地域振興	f その他	
		g 災害対策		
		h 環境		